

建築工事提出書類一覧表

工事受注者各位

建築工事に伴う受注者の主な建築課への提出書類は次のとおりです。提出時期を厳守して提出してください。

令和4年6月 高知県土木部建築課

チェック欄	提出書類	提出時期	備考
<契約～着手>			
	着 手 届	着手後5日以内	
	工 事 費 内 訳 明 細 書	契約後10日以内	*特記仕様書(共通編) 15 請負者積算による細目別内訳書を提出する。
	工 事 実 績 情 報 シ ス テ ム 登 録 内 容 確 認 書 (写)	到着後直ちに	*特記仕様書(共通編) 9 ① 請負金額が 500万円以上 の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に工事実績データを登録し、登録内容確認書(写)を提出する。② 登録時期等は、(※1)参照。
	火 災 保 険 等 の 証 券 (写)	保険契約の締結後直ちに	*建設工事請負契約書 第62条、特記仕様書(共通編) 10、11 ① 工事目的物及び工事材料等を付した火災保険、建設工事保険等 ② 原本を監督職員に掲示し、写しを提出する。
	施 工 体 系 図 (写)	当該工事の着手前(※2)	下請契約がある場合、下請契約の金額に関わらず提出する。下請契約書(写)を添付する。
	施 工 体 制 台 帳 (写)	同上	下請契約を締結する全ての工事で作成し、写しを提出する。施工中は原本を現場事務所に備え置き、発注者の閲覧に供する。
	廃 棄 物 処 理 計 画	工事の着手前	*「建設副産物適正処理推進要綱」第7 産業廃棄物処理委託契約書(写)、許可証(写)等を添付する。
	再 生 資 源 利 用 [促 進] 計 画 書	同上	*特記仕様書(共通編) 8 請負金額が 100万円以上 の工事で提出する。
	実 施 工 程 表	同上	*標準仕様書 1.2.1 ① 監督職員の指示により、補足として週間、月間、工種別工程表等を提出する。 概成工期 が特記された場合は明記する。 ② 計画工程に変更が生じる場合は、当初計画、変更計画、実施工程を色分け等で分かりやすく表示し、提出する。
	総 合 施 工 計 画 書	同上	*標準仕様書 1.2.2、特記仕様書(共通編) 15 ① 工事概要、現場組織、施工管理、緊急時の体制、交通管理、安全管理、総合仮設計画(仮囲い、現場事務所、工事用電力、水道、現場表示板等)等の工事の総合的な計画を記載する。 ② 請負金額が 500万円未満 の工事は省略できる。ただし、工事中に施設の管理上必要となる情報等については、別途監督職員に提供する。 ③ 品質計画(※3)に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
<施工中>			
	打 合 せ 記 録	監督職員の請求時	*標準仕様書 1.2.4 (2) 監督職員の指示事項、監督職員と協議した結果等を記載する。(工事監理補助業務受注者の指示、協議事項等を含む。)
	工 事 日 誌	同上	*特記仕様書(共通編) 15 請負金額 500万円以上 の場合に作成する。
	工 事 進 捗 状 況 報 告 書	毎月上旬	*特記仕様書(共通編) 15 請負金額が 1億円以上 の工事で提出する。

チェック欄	提出書類	提出時期	備考
	工種別施工計画書	当該工事の着手前	*標準仕様書 1.2.2 ① 品質計画(※3)、施工の具体的な計画並びに一工程の施工(※5)の確認内容及びその確認を行う段階を記載する。 ② あらかじめ監督職員の承諾を受けた工種は省略できる。ただし、省略した場合でも、使用予定材料一覧表及びVOCの有無及び成分一覧表は別途提出する。 ③ 品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
	品質計画	同上	*標準仕様書 1.1.2 (サ) 使用予定の材料(必要に応じてカタログ等を添付する。)、仕上げの程度、性能、精度等の目標、計測の方法、報告書の書式、品質管理(※4)方法及び体制等を記載する。
	技能士一覧表	同上	*特記仕様書 技能士を適用する場合は提出する。
	施工図等	同上	*標準仕様書 1.2.3 ① 施工図、原寸図、工作図、製作図等を提出する。 ② あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は省略できる。
	工事の記録	監督職員の請求時	*標準仕様書 1.2.4 原則として、以下の書類は、工種毎、区切りの良い工程毎、一工程の施工毎等でまとめ、その施工が設計図書に適合することを確認したうえで、その都度監督職員に提示又は提出する。(※6)
	試験の記録	同上	*標準仕様書 1.2.4 (3) 試験を行った場合、直ちに作成する。
	工事写真	同上	*標準仕様書 1.2.4 (4) 撮影対象は特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。(隠ぺい等で、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分は必ず撮影する。) (参考)「営繕工事写真撮影要領」(国土交通省官庁営繕部)
	品質管理記録	同上	*標準仕様書 1.3.6 自主検査記録等
	その他	同上	出荷証明書(材料検収時の写真(工事黒板等により当該工事のものであることが確認できること。))において、梱包や容器の表示等により、使用する材料が所定の材料である事が確認できるものについては不要。)
	材料・機器の品質等証明資料	監督職員の請求時	*標準仕様書 1.4.2 原則として、以下の書類は、工種毎、区切りの良い工程毎、一工程の施工毎等でまとめ、その施工が設計図書に適合することを確認したうえで、その都度監督職員に提示又は提出する。(※6)
	規格証明書等	同上	*標準仕様書 1.4.2 (2) ① 使用する材料・機器が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(規格証明書、品質証明書、試験成績表等)を提出する。 ② JIS又はJASのマーク表示のあるもの又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は省略できる。
	材料(木材)使用承諾願	同上	*特記仕様書、標準仕様書 1.4.2 (3)(4) 県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書等を添付する。
	調合表等	同上	*特記仕様書、標準仕様書 1.4.2 (5) 調合を要する材料を使用する場合に提出する。
	VOCの有無及び成分一覧表	同上	設計図書(特記仕様書)の指定により提出する。
	一工程の施工報告	一工程の施工(※5)を完了したとき又は工程の途中で監督職員の指示を受けたとき	*標準仕様書 1.5.4、1.5.5 その施工が設計図書に適合することを確認したうえで、適時、監督職員に報告し、監督職員の検査を受ける。
	産業廃棄物管理票(写)	監督員の請求時	*特記仕様書(共通編)6 マニフェスト 一覧表、写真等を添付。

チェック欄	提出書類	提出時期	備考
<完成時>			
	工事完成通知書	工事完成後10日以内	完成写真(内外6面程度)を添付する。改修工事等の場合は、代表的な工事部分の完成及び着手前(完成写真と対比できるもの)の写真(6面程度)を添付する。
	完成図	工事完成時	原則として設計図書の指定により提出する。
	保全に関する資料	同上	保証書、保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署提出書類、主要な材料・機器一覧表等を添付する。
	再生資源利用[促進]実施書	同上	*特記仕様書(共通編) 8 請負金額が 100万円以上 の工事で提出する。
	その他	同上	施工計画書、工事の記録等の工事の途中で監督職員に提出し、監督職員から返却を受けた書類は、工事完成時にまとめて提出する。
<その他> 必要に応じて提出してください。			
	工事条件変更等確認要求書	契約書第18条第1項に該当する事実を発見したとき	設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等に提出する。
	工事現場事故報告書	事故発生時	労働災害、公衆災害等を迅速に報告する。
	出来高検査請求書	検査請求時	出来高内訳書を添付する。
	創意工夫・社会性等に関する実施予定計画・実施状況	実施前及び実施後	(注意) 令和4年6月1日以降の契約工事は対象外。 高知県建築工事成績評定要領第3条の「創意工夫」及び「社会性等」の「地域への貢献等」の評価を受ける場合に提出する。実施前に実施予定計画を提出したうえで、実施後に実施状況を提出する。

- ※ 提出部数:1部 (別に定めのある場合を除く。)
- ※ この一覧表は、工事にあたって提出の必要な書類を網羅的に全てを記載したものではない。この一覧表に記載のない書類についても、提出の必要な書類は、契約書や設計図書等に従い、適切な時期に提出する。
- ※ 工事監理補助業務が委託されている場合、監督職員の承諾、指示、報告等は、工事監理補助業務受注者を通じて行う。
- ※ 提出書類は、原則として工事監理補助業務受注者の確認を受けたうえで、工事監理補助業務受注者を通じて提出する。
- ※ 標準仕様書の番号は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」による。
- ※1 工事成績情報システムへの登録は、受注時は契約締結後10日以内、変更時(金額のみの変更を除く)は変更契約後10日以内、完成時は完成後10日以内(それぞれ、土・日・祝日は含まない)に行い、登録内容確認書(写)を発行され次第速やかに提出する。
- ※2 内容等に追加、変更等が生じた場合は、その都度作成し、当該工事が着手されるまでに提出する。
- ※3 品質計画・・・設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事における工法等の精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すこと
- ※4 品質管理・・・品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等
- ※5 一工程の施工・・・施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。(標準仕様書 1.1.2 (h))
- ※6 小規模な工事等を除き、工事写真毎、品質管理記録毎等の書類の種類毎にまとめて工事の最後に提出するのではなく、工種毎、区切りの良い工程毎、一工程の施工毎等でまとめ、その都度監督職員に提出し、確認を受ける事が望ましい。